



Title	コメント1 : 報告へのコメント
Author(s)	瀬領, 真悟
Citation	新世代法政策学研究, 17, 345-347
Issue Date	2012-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/49995">https://hdl.handle.net/2115/49995</a>
Type	other
File Information	HJNGLP017_021.pdf



## コメント 1 報告へのコメント

瀬 領 真 悟

本コメントでは、本セッションで行われた報告に対して、競争文化とそれが欠落する原因という観点に絞って検討を行う。

2004年開催の第4回 OECD Global Forum on Competition の文書で、OECD事務局は、競争文化を定義し、競争文化の欠落原因を指摘した<sup>1</sup>。この定義は、競争を経済活動組織化の優先原則とすることへの政治的支援が存在すること及びその実効化がなされていることを競争文化の中心に取り上げる<sup>2</sup>。競争文化の欠落原因は、競争により利益を喪失する抵抗者の存在及び競争の導入とは対立する権限保有者の存在であるとする<sup>3</sup>。東アジア地域で競争政策及び競争法のおかれている状況も、この定義等で捕捉可能であろう。ただし、東アジアに特徴的・重点的なこともあろう。本日の報告から簡単に抽出し、今後の議論の手がかりとしたい。

第一に各報告から理解できる東アジア地域での特徴は、協調型の文化や

---

<sup>1</sup> OECD, OECD Global Forum on Competition, Secretariat Background Note, Challenges/Obstacles Faced by Competition Authorities in Achieving Greater Economic Development Through the Promotion of Competition (CCNM/GF/COMP(2003)6;27 October 2003) (hereinafter Background Note).(<http://www.oecd.org/dataoecd/36/32/21668683.pdf>)

<sup>2</sup> Background Note は競争文化を次のように定義している。“there is political support to use competition in markets as the default or ‘normal’ way to organise economic activities outside the family, government bureaucracies and single economic entities (or single enterprises) and that this support is translated into competition actually being the default or ‘normal’ organising principle.” (Background Note, at Paragraph 14.) (強調は原文のまま)

<sup>3</sup> Background Note, at Paragraph 2.

思考が、個人や社会の思考・基盤に存在していることである。中国における協調型社会と競争法との関係について、中国からなされた説明が典型である。競争文化促進のスタートラインに課題があると理解できる。競争政策や競争法は、協調型社会との調整や、その克服を図る必要があることが共通認識となっている。

第二に、包括的競争法制定当初では、多くの制度的・法的課題があることが中国及び台湾からの報告で示された。また、韓国と日本の報告からは、ある程度の競争政策や競争法の歴史を持つ地域でも、競争文化の欠落から生じる問題が社会にとっては大きなものであることが指摘された。

第三に、東アジア地域では、競争文化の欠落の要因として、政府・行政が占める問題が大きいことが示された。日本の例は具体的で象徴的であった。行政や政府自体の中に、競争文化の抵抗要因が組み込まれ、競争文化を促進する政治的支援の前提条件が欠けている場合がある。東アジア地域における競争法の執行主体の多くが、行政官庁であろう。にもかかわらず競争文化を主導する行政内部に、それを否定し、逆行的な芽が潜んでいることが重要である。

第四に、中国と台湾の報告にみられるように競争文化涵養のための方策の提案も各報告からあった。韓国からは、経済危機・景気後退期に、競争法に深刻な影響を及ぼすことがなくなったことと競争唱道の重要性が強調された。但し、合併規制の緩和や価格規制についてはやや問題があるのではないかというものであった。合併規制については、日本でも同様に問題がある。中国からは、日本の経験は競争文化育成の可能性を示すと指摘された。競争への抵抗原因への最善の対処方法は、管轄権毎に異なり、OECDのBackground Noteでもそのように言及されている<sup>4</sup>。今日の報告でも管轄権毎の具体的な対応が提案されている。しかし、東アジア地域での対処方法で共通するものの模索も有意義であると考えられる。たとえば、今回なされた韓国からの報告や中国による日本についての指摘が、真実であるとするれば、両国の経験からは、東アジア地域における競争文化阻害要因の除去と競争文化育成のための共通のデザインの共通要素を発見することが出来るのではなかろうか。両国の経験を整理し東アジア地域で共有

し、今後継続する議論の場を持つことができることを期待する。あるいは、もう少し具体的な対処方法として次のようなことも考えられる。第一に、社会毎に競争文化の定着を阻む要因の発見につとめること。すなわち調査研究活動を行うことである。第二に、競争唱導活動を私企業や市民に行うのみならず、国家や行政の他部門にまで広げ重点的に行うことである。もちろん、競争当局自体のあり方を考えることが前提にはなろう。第三に、それらを各社会だけのものとせず、この地域全体での共有の知識なり活動とすることである。

<sup>4</sup> Background Note, at Paragraph 41.